

2020年05月25日 【在学生の皆様】

## 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

文部科学省において5月19日付で学生支援緊急給付制度（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）が創設されました。

この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより、学生生活の継続に支障をきたす学生（※1）を対象に、現金給付の支援をおこなうものです。

※1 支給対象となる学生の要件をすべて満たすことが必要です。  
（留学生は1から5および7の要件）

### ◆支給金額

住民税非課税世帯の学生：20万円

上記以外の学生：10万円

### ◆支給対象学生の要件

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症の影響でその収入が大幅に減少している等の要件を満たさなければなりません。

#### すべての学生に共通する事項

1. 家庭からの多額の仕送りを受けていない
2. 原則として自宅外で生活をしている
3. 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
4. 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
5. コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比の50%以上減少）している

6. 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと

- i) 高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構奨学金）（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
- ii) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- iii) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- iv) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- v) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

**留学生のみの事項**

7. 留学生は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすこと（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。）

- i) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること
- ii) 1 か月の出席率が 8 割以上であること
- iii) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない。）
- iv) 在日している扶養者の年収が、500 万円未満であること

**◆申請方法**

申請の手引きを確認のうえ、支給対象の要件を満たす希望者は、以下のとおり申請してください。

**○申請の手引き**

下記 PDF ファイルを熟読してください。

[申請の手引き](#)

## ○申込書類の提出について

下記から【様式1】と【様式2】をダウンロードして印刷してください。必要事項を記入の上、他の必要書類（注）と併せて提出してください。

やむを得ない事由により必要書類の提出が困難な場合については、【様式1】3. 申し送り事項に提出困難な事情を記入してください。

（注）必要書類については、申請の手引きの7頁を参照

[【様式1】学生支援緊急給付金申請書](#)

[【様式2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書](#)

## ◆提出期限

**6月10日（水）（必着）**

6/1より段階的に対面授業を開始しますが、原則として郵送（レターパックライトを使用）での提出をお願いします。

## ◆提出先（担当窓口）

〒559-0033 大阪市住之江区南港中 4-4-1

相愛大学 学生支援センター

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』係 宛

## ◆留意事項

- 申請の手引き 8 頁の申請にあたっての Q&A も必ず熟読してください。
- 申請者には、必要に応じて問い合わせや面談を行うことがあります。
- 申請受付後、大学の選考、推薦を経て、申請者名義の口座に日本学生支援機構から振込まれます。申請の手引き 4 頁に記載のとおり、支給の決定通知はありません。口座への振込みをもって、支給決定の通知となります。

- 国から示された予算により支給されますので、申請者全員が受給できるわけではありません。
- 申請に虚偽があると発覚した場合、支給済みの給付金は全額返金いただきます。

### ◆関連リンク

○「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（文部科学省ウェブサイト）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

○「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生用）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200520\\_mxt\\_gakushi01\\_000007321\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf)

### ◆この件に関する問い合わせ先

相愛大学 学生支援センター

TEL 06-6612-5932 FAX 06-6612-7003

E-MAIL [gakusei@soai.ac.jp](mailto:gakusei@soai.ac.jp)

以上